令和 4 年 10 月

お客さま 各 位

豊橋信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では、電子交換所における手形交換業務の開始に伴い、令和4年11月4日(金)より、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきますのでお知らせいたします。 なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日

令和4年11月4日(金)

- 2. 改定する規定
 - (1) 当座勘定規定(一般用)
 - · 当座勘定規定(一般用)
 - •小切手用法
 - •約束手形用法
 - •為替手形用法
 - (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)
 - · 当座勘定規定(専用約束手形口用)
 - ·約束手形用法

3. 改定内容(下線部分が変更箇所)

電子交換所での取扱いに際し、小切手・手形用紙の記載に関する事項等を追加します。

(1) 当座勘定規定(一般用)

(1) 白座勘正規正(一般用)	
改正後	改正前
1. ~6. <略>	1. ~6. <略>
7. (手形、小切手の支払)	7. (手形、小切手の支払)
(1) <略>	(1) <略>
(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切	<u><新設></u>
手の振出しの事実の有無等を確認すること	
<u>(その旨について書面の交付を求めること</u>	
を含みます)があります。	
(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使	(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使
用してください。	用してください。
8. (手形、小切手用紙)	8. (手形、小切手用紙)
(1) ~(3) <略>	(1) ~(3) <略>

- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切 手のうちに、本人が振出したものではないも のや改ざんが疑われるものがあった場合に は、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切 手の用紙はその支払日から3か月を経過し た場合は返却を求めることができないもの とします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
- 9. ~16. <略>

17. (印鑑照合等)

た印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、

(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用され

(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

<新設>

<u><</u>新設>

<新設>

9. ~16. <略>

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁 的記録により当金庫に画像として送信され るものを含みます)を、相当の注意をもって 第8条の交付用紙であると認めて取扱いま したうえは、その用紙につき模造、変造、流 用があっても、そのために生じた損害につい ては、前項と同様とします。

(3)

<略>

18. ~ 28. 〈略〉

<削除>

29. <略> 30. <略>

31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法にお ける最終異動日等とは、次に掲げる日のうち 最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトおよび第30条に 掲げる異動が最後にあった日

 $(2)\sim(4)$

<略>

(2)

<略>

32.

<略>

33.

<略>

以上 (2022,11,4)

(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相 当の注意をもって第8条の交付用紙であると 認めて取扱いましたうえは、その用紙につき 模造、変造、流用があっても、そのために生 じた損害については、前項と同様とします。

(3)

<略>

18. ~ 28. 〈略〉

29. (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が 一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の 運営する個人信用情報センターに5年間(ただ し、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登 録し、同センターの加盟会員ならびに同センタ ーと提携する個人信用情報機関の加盟会員は 自己の取引上の判断のため利用できるものと します。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠 如を理由として解約されたとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

30.

<略>

<u>31.</u>

<略>

32. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法にお ける最終異動日等とは、次に掲げる日のうち 最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトおよび第31条に 掲げる異動が最後にあった日

 $(2)\sim(4)$

<略>

(2)

<略>

<u>3</u>3.

<略>

34.

<略>

以上

(2020.9.1)

《小切手用法》

- の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に 使用したり、他人に譲り渡すことはしないで ください。
- 2. ~3. <略>
- **4.** (1) <略>
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、 2、3…)で記入するときは、チェック ライターを使用し、金額の頭には「¥」 を、その終わりには「※」、「★」などの 終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」 を印字してください。なお、文字による 複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の 間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざ んしにくい文字を使用し、金額の頭には 「金」を、その終わりには「円」を記入 してください。また、崩し字は使用せず、 楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲 げる事項以外の記入は一切行わないでく ださい。特になつ印や金額の複記が金額欄 に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新 しい小切手用紙を使用してください。金額以 外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に お届け印をなつ印してください。ただし、訂 正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、 QR コード欄に重なることがないようにし てください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバン 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバン ド) は使用しないでください。 <u>また、記名な</u> つ印や金額の複記が QR コード欄に重なる ことがないようにしてください。_
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、 盗難などの事故があったときは、当金庫所定 の用紙により直ちに届出てください。

《小切手用法》

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義 | 1. 小切手用紙は、当店における貴方名義の当 座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用 したり、他人に譲り渡すことはしないでくだ さい。
 - 2. ~3. <略>
 - **4.** (1) <略>
 - (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、 3…)で記入するときは、チェックライ ターを使用し、金額の頭には「¥」を、 その終わりには※、☆などの終止符号を 印字してください。なお、文字による複 記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の 間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など</u>改ざんし にくい文字を使用し、金額の頭には「金」 を、その終わりには「円」を記入してく ださい。

<新設>

- しい小切手用紙を使用してください。金額以 外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に お届け印をなつ印してください。
- ド)は使用しないでください。

<u><新設></u>

- なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
 - 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名 7. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名 なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧<新設>

		1			4	2		0.0	<u>3</u>		4			<u>)</u>	<u>(</u>	<u>5</u>
<u>漢数字</u>	壹	壱		<u>弐</u>	<u>土</u>	煮	煮	<u>参</u>	参	回	喧	土	<u>五</u>	<u>伍</u>	六	<u>陸</u>

	<u>7</u>		8	3	<u> </u>	<u>)</u>	<u>1</u>	0		<u>100</u>			1,000	<u>)</u>	<u>10,</u>	000
<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>	<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	仕	直	陌	<u>佰</u>	壬	任	阡	<u>万</u>	<u>萬</u>

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●小切手用紙



《約束手形用法》

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の 当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使 用したり、他人に譲り渡すことはしないでく ださい。
- 2. ~3.

<略>

4. (1)

<略>

- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、 2、3…)で記入するときは、チェック ライターを使用し、金額の頭には「¥」 を、その終わりには「※」、「★」などの 終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」 を印字してください。なお、文字による 複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の

《約束手形用法》

- 1. 手形用紙は、当店における貴方名義の当座 勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用し たり、他人に譲り渡すことはしないでくださ い。
- 2. ~3.

<略>

4. (1)

<略>

- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、 2、3…)で記入するときは、チェック ライターを使用し、金額の頭には、「¥」 を、その終わりには※、★などの終止符 号を印字してください。なお、文字によ る複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の

間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲 げる事項以外の記入は一切行わないでく ださい。特になつ印や金額の複記が金額欄 に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>
- 7. ~8. <略>

間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんし にくい文字を使用し、金額の頭には「金」 を、その終わりには「円」を記入してく ださい。

<新設>

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新 しい手形用紙を使用してください。金額以外 の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお 届け印をなつ印してください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
- 7. ~8. <略>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧く新設>

		<u>1</u>			4	<u>2</u>		\$ P. P.	<u>3</u>	4			9	<u>5</u>	6	<u>3</u>
<u>漢数字</u>	壹	壱	<u> </u>	<u>弐</u>	き	<u>貳</u>	<u>貮</u>	<u>参</u>	<u>參</u>	匹	泗	肆	五	<u>伍</u>	六	<u>陸</u>

	<u>7</u>		<u>8</u>		9		<u>1</u>	0		<u>100</u>		-	1, 000	<u>)</u>	10,	000
<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>	八	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	仕	巨	<u>陌</u>	仾	壬	任	阡	<u>万</u>	<u>萬</u>

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙



《為替手形用法》

- 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡 すことはしないでください。
- $2. \sim 4.$ <略>
- **5.** (1) <略>
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、 2、3…)で記入するときは、チェック ライターを使用し、金額の頭には「¥」 を、その終わりには「※」、「★」などの 終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」 を印字してください。なお、文字による 複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の 間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざ んしにくい文字を使用し、金額の頭には 「金」を、その終わりには「円」を記入 してください。また、崩し字は使用せず、 楷書で丁寧に記入してください。
 - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲 げる事項以外の記入は一切行わないでく ださい。特になつ印や金額の複記が金額欄 に重なることがないようにしてください。
- しい小切手用紙を使用してください。金額以 外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に お届け印をなつ印してください。ただし、訂 正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に 重なることがないようにしてください。
- 7. \sim 10.

《為替手形用法》

- 1. 手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すこ とはしないでください。
- 2. ~4. <略>
- **5.** (1) <略>
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、 2、3…)で記入するときは、チェック ライターを使用し、金額の頭には「¥」 を、その終わりには※、★などの終止符 号を印字してください。なお、文字によ る複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の 間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんし にくい文字を使用し、金額の頭には「金」 を、その終わりには「円」を記入してく ださい。

<新設>

- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新 しい手形用紙を使用してください。金額以外 の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお 届け印をなつ印してください。
 - 7. \sim 10.

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧<新設>

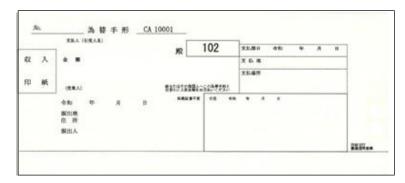
		1			4	2		0.0	<u>3</u>		<u>4</u>			<u> </u>	<u>(</u>	<u>3</u>
漢数字	壹	壱	<u> </u>	<u>美</u>	<u>走</u>	<u>煮</u>	<u>貮</u>	<u>参</u>	<u>參</u>	匹	<u>泗</u>	肆	<u>五</u>	<u>伍</u>	六	<u>陸</u>

	<u>7</u>		8	3	<u>c</u>)	1	0		<u>100</u>		<u>-</u>	1,000	<u>)</u>	<u>10,</u>	000
七	<u>漆</u>	<u>質</u>	八	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	拾	仕	団	陌	值	于	任	<u>阡</u>	<u>万</u>	萬

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙



(2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)

(2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)	
改正後	改正前
1. ~6. <略>	1. ~6. <略>
7. (手形の支払)	7. (手形の支払)
(1) <略>	(1) <略>
(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの	<u><新設></u>
事実の有無等を確認すること(その旨につ	
いて書面の交付を求めることを含みます)	
<u>があります。</u>	
(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所	(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定
定の請求手続をしてください。	の請求手続をしてください。
8. (手形、小切手用紙)	8. (手形用紙)
(1) <略>	(1) <略>
(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形の	<u><新設></u>
うちに、本人が振出したものではない手形	
や改ざんが疑われるものがあった場合に	
は、直ちに当金庫宛に連絡してください。	
(3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と	(2) 手形用紙の請求があった場合には、必要と
認められる枚数を実費で交付します。	認められる枚数を交付します。
(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および	(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および
小切手用紙は交付しません。	小切手用紙は交付しません。
(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の	<u><新設></u>
用紙はその支払日から3か月を経過した場	
合は返却を求めることができないものとし	
<u>ます。</u>	
(6) 前項の期間を経過した場合において、本人	<u><新設></u>
から請求があったときは、当金庫所定の手	
続きによって当該手形の写しを交付しま	
す。ただし、当金庫が定める写しの保管期	
限を経過した場合は、その限りではありま	
<u>せん。</u>	

9. ~14. <略>

15. (印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された 印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫 に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認め て取扱いましたうえは、その手形、請求書、 諸届け書類等につき、偽造、変造その他の 事故があっても、そのために生じた損害に ついては、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙(電磁的記録に より当金庫に画像として送信されるものを 含みます) を、相当の注意をもって第8条 の交付用紙であると認めて取扱いましたう えは、その用紙につき模造、変造、流用が あっても、そのために生じた損害について は、前項と同様とします。

(3) <略>

16. ~ 25. 〈略〉

<削除>

26. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) <略>
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数 の借入金等の債務がある場合には充当の 順序方法を指定してください。ただし、 この預金で担保される債務がある場合に は、当該債務または当該債務が第三者の

9. ~14. <略>

15. (印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された 印影または署名を、届出の印鑑(または署名 鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ない ものと認めて取扱いましたうえは、その手 形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変 造その他の事故があっても、そのために生じ た損害については、当金庫は責任を負いませ ん。
- (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) <略>

16. ~ 25. 〈略〉

26. (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が 一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の 運営する個人信用情報センターに5年間(ただ し、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センタ 一と提携する個人信用情報機関の加盟会員は 自己の取引上の判断のため利用できるものと します。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠 如を理由として解約されたとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

27. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) <略>

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該

当金庫に対する債務である場合には預金 者の保証債務から相殺されるものとします。

②~③ <略>

(3) ~(5) <略>

27. <略>

28. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトおよび第<u>27</u>条に 掲げる異動が最後にあった日

2~4

<略>

(2)

<略>

<u> 29</u>.

<略>

30.

<略>

以 上

(<u>2022.11.4</u>)

《約束手形用法》

- 1. <u>この</u>手形手用紙は、当店における貴方名 義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘 定に使用したり、他人に譲り渡すことはし ないでください。
- 2. ~3. <略>
- 4. (1) <略>
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「、」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2)~(3)

<略>

 $(3) \sim (5)$

<略>

28.

<略>

29. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当金庫ウェブサイトおよび第<u>28</u>条に 掲げる異動が最後にあった日

(2)~(4)

<略>

(2)

<略>

<u>30</u>.

<略>

31.

<略>

以上

(2020.9.1)

《約束手形用法》

- 1. 手形用紙は、当店における貴方名義の当 座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使 用したり、他人に譲り渡すことはしないで ください。
- 2. ~ 3.

<略>

4. (1)

- <略>
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、 2、3…)で記入するときは、チェック ライターを使用し、金額の頭には、「¥」 を、その終わりには※、★などの終止符 号を印字してください。なお、文字によ る複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲 げる事項以外の記入は一切行わないで ください。特になつ印や金額の複記が金 額欄に重なることがないようにしてく ださい。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで 新しい手形用紙を使用してください。金額 以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇 所にお届け印をなつ印してください。ただ し、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融 機関名、QRコード欄に重なることがないよ <u>うにしてください。</u>
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(ク リアーバンド)は使用しないでください。 また、記名なつ印や金額の複記その他記載 が QR コード欄に重なることがないように してください。
- 7. ~8. <略>

- <新設>
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで 新しい手形用紙を使用してください。金額 以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇 所にお届け印をなつ印してください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(ク リアーバンド)などの余白部分(下図斜線 部分)は使用しないでください。
- 7. ~8. <略>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧く新設>

		1			4	2		6.0	<u>3</u>		4			5	<u>(</u>	3
漢数字	壹	壱	土	弐	芝	煮	遺	<u>参</u>	參	匹	<u>泗</u>	肆	<u>五</u>	<u>伍</u>	六	<u>陸</u>

	<u>7</u>		8	3	<u>ç</u>	<u>)</u>	<u>1</u>	0		<u>100</u>			1, 000	<u>)</u>	<u>10,</u>	000
<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>	<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	仕	回	陌	仾	壬	任	阡	万	<u>萬</u>

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

